

【凡例】  
 (※)選択必須

【サンプル】 設計者 ( ) 級) 建築士  
 (大臣・ 知事)  
 第 号  
 氏名

確認申請する木造建築物には、直通階段の適用(令第120条)を受ける屋外階段(または風雨を受ける開放部分のある屋内階段)があり、仕様は以下のとおりです。

- 1 階段の構造(※)  階段部材(踊場合む。以下同じ)は全て【木造】  
 階段部材は木造と他の構造(鉄骨造その他)の【併用】  
 (※併用部材の材質: )  
 階段部材は全て【木造以外】(仕様: )
- 2 耐火性能(※)  準耐火構造(30分)  
 告示 H12第1358号(仕様: )  
 大臣 認定番号( QF030ST- )  
 耐火構造(30分)  
 告示 H12第1399号(仕様: )  
 大臣 認定番号( FP030ST- )  
 その他(木造以外で耐火性能「その他」の屋外階段)
- 3 防水処理(木造:※)  防水処理方法  
 FRP防水  シート防水  
 塗布防水(仕様 ) その他( )
- 4 耐久性確保(木造:※) 腐朽・腐食防止措置(階段部材及び木造部分との接合部)  
 薬剤処理(薬剤名等: )
- 5 雨掛かり低減措置 ・階段への雨掛かりを低減する措置を講じる  
 (具体の措置: )
- 6 水分滞留防止措置 ・階段部材に水分が常時滞留しないよう配慮(水勾配等)  
 ・木造部分との接合部は接合金物の生じる結露水が常時滞留することがないように配慮
- 7 点検構造 ・階段部材及び木造部分との接合部について適切な点検が行える構造とする(点検口の設置等)
- 8 支持方法 (※) 階段の自重、人や物の通行を考慮した積載荷重に耐えられる以下の①または②に掲げる適切な支持方法を採用している
- ①  階段が自立する構造(階段の荷重を鋼材の柱等(階段以外の建築物の構造躯体へ荷重を伝えないもの)により支えるもの)  
 ◆具体の自立構造  
 ( )
- ②  階段を建築物の木造部分で支持する場合は材料特性の違いを考慮し、接合部分の存在応力を伝えるように緊結  
 ◆具体の緊結方法・仕様等(金物、ボルト等)  
 ( )

・接合金物は塗装、メッキ処理等をおこなう

【備考】 この特記仕様書は、令和4年4月1日施行の改正建築基準法施行規則及び令和4年1月20日付け「木造の屋外階段等に関する建築確認・検査及び維持保全について」(技術的助言)並びに国土交通省「木造の屋外階段等の防錆措置等ガイドライン」に準拠する内容です。